

## サステナビリティ条項の「契約統制」上の意義について (序論)

住友商事株式会社  
古賀 祐二郎

契約のサステナビリティ条項は、グローバル・バリューチェーンが人権・環境課題の防止、軽減、収束化を推し進めるうえで重要なツールであると認識されてきた。日弁連や米国法曹協会 (ABA) が示したモデル条項は、チェーンリーダーをはじめとする買主が他のチェーン当事者たる売主に対してどのような態度をとるべきかを示している。また、EU では、現在検討中の企業持続可能性デューデリジェンス指令 (CSDDD) 案に関連し、欧州委員会が任意のモデル条項を示すこととされている。

ただし、サステナビリティ条項には、そもそも、人権・環境保護の思想と実務をいかにチェーンの末端にまで浸透させるか、解除事由とその運用をどう考えるか、Decent Payment の考え方は取引・契約実務で受け入れられるか等の課題がある。また、現在、実際に取引において採用されている当該条項の内容をみると、人権デューデリジェンス (DD) の流れを意識しつつも、なかには、解除条項のみが強調されているものや、逆に、法的効果をあえて定めない穏当な規定ぶりを意図するものも散見されるほか、その運用は生産過程での大量の調達を共通化するために画一的になりがちで柔軟性に欠けるおそれもある。ステークホルダー・エンゲージメントを意識した秘密保持条項はおよそ見受けられない。

サステナビリティの観点からの契約を通じた経済活動に対する統制 (報告者はこれを「契約統制」と呼ぶ。) については、すでに CISG に基づく契約不適合責任についての論考があるところ、サステナビリティ条項の作成や運用に向けて一層の理解を図るには、その前提として当事者間の合意を形成する際の基盤となり、また、契約不適合責任に留まらない契約全体を貫く思想としての「公序」を考えておく必要があるように思われる。

そこで、本報告では、EU の CSDDD 案で認識される公序に焦点を当て、それを踏まえたサステナビリティ条項とその運用のあり方を検討する。そして、DD が実体化化されない法域において契約統制や公序がどのように実現されるかという視点から、今後の検討のアプローチにも触れることにしたい。そのなかでは、チェーン当事者間の情報提供と監査、そして救済という、契約書では規定しきれない実務的側面も確実に捉えたうえで、サステナビリティ条項の内容や運用を考える必要もある。さらに、EU の公序が他の法域に与える影響や今後の課題も挙げることにしたい。

## DAO（分散型自律組織）の法的ラッパー（Legal Wrapper）

ユニゾン・キャピタル株式会社 柳田 宗彦

DAO（分散型自律組織（Decentralized Autonomous Organization））。以下、「DAO」という。）は、ブロックチェーン関連の事業などでブロックチェーン上に設けられる組織である。法人のような活動はするものの、既存の法人形態、組織運営とは異なる、中央に意思決定する者がおらずトークン保有者による意思決定が行われる、新しい仕組みである。

わが国だけでなく海外においても DAO に法人格を付与する制度が存在しないことが多く、準拠法、法律上の位置付け、出資者であるトークン保有者・参加者の法的な権利義務の内容、課税関係等、明確に定められていないことが多い。DAO に法人格を付与する制度が存在しない場合、登記を行う、銀行口座を開く、対公的機関との手続きなどができないことから、DAO とは別に対外的な権利関係や資金管理を行うための法人を設立している事例も見られている。

既存の DAO は、経済活動を行うために、既存法制の下でのとりうる形態を選択して DAO を設立されている。そのような DAO を含む法的形態を、法的ラッパー（Legal Wrapper）と呼んでいる。法人化しないことも選択肢の一つではあるが、その場合はトークン保有者に無限責任が問われる可能性があることから、何らかの形態が選択されていることが多い。現在選択されている法人形態としては、米国、スイス、ケイマンなどの国・地域を選んで、有限責任会社、財団、信託、非営利団体などの法的形態が、法的ラッパーとして使われている。これは、中央で決定する者がいないブロックチェーンベースの分散したガバナンスの決定、出資者であるトークン保有者が流動的でありつつ決定に携わることなど、DAO の質的特徴を、どの法的ラッパーを使うことにより、どこまで生かすことができるか、また、出資者であるトークン保有者の有限責任を確保できるか、などを、運営者や出資者がどの国にいるのかに関わらず、世界の中から自分たちの DAO に相応しい法的ラッパーを選択しているのである。

さらには、DAO が既存の法的形態を適用する法的ラッパーだけではなく、DAO 用の法的形態を法律で定める動きが米国のワイオミング州、ユタ州などで行われており、わが国においても合同会社をベースに LLC 型の DAO 特別法を制定する動きもある。

海外も含めた法的ラッパーの実態を踏まえつつ、DAO としての補器形態としてどのようにすべきかは、DAO の組織としての運営として求めている事項を満たすことを検討するだけでなく、どの法的形態を適用するか、新たに制定するのか、DAO に求めることが必要な事項を整理して、検討することが必要であろう。